

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担に関する要綱

平成23年4月1日

改正 平成26年10月31日

平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項本文（法附則第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市の設置する小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に通学し、又は通園する児童、生徒又は幼児並びに本市の設置する保育所を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する共済掛金の額（以下「保護者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担額)

第2条 保護者負担額は、各年度につき、次の各号に掲げる児童、生徒又は幼児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒 1人当たり460円
- (2) 幼稚園の幼児及び幼保連携型認定こども園の児童 1人当たり200円
- (3) 保育所の児童 1人当たり240円

(保護者負担額の免除)

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、各年度の5月1日現在において、保護者が法第29条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該年度の保護者負担額（保護者が同項第2号に該当する場合における幼稚園の幼児及び幼保連携型認定こども園の児童並びに保育所の児童に係る保護者負担額を除く。）を免除することができる。

(共済掛金の還付)

第4条 既納の共済掛金は、還付しない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日）

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。